

富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運営業務委託仕様書

1 事業名

富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運営業務委託

2 事業期間

契約日から令和5年7月14日(金)まで

3 事業目的

令和5年6月22日は富士山が世界文化遺産に登録されて10周年となることから、登録から今日までの歩みを振り返るとともに、今後の世界文化遺産としての富士山のあり方を考える機会となる式典を開催し、富士山の顕著な普遍的価値を後世に引き継いでいく気運を醸成することを目的とする。

4 実施概要

- (1) 日時 令和5年6月22日(木) 13時30分から15時50分まで(予定)
- (2) 場所 東京国際フォーラム(東京都千代田区丸の内三丁目5番1号) ホールB5
- (3) 主催者 富士山世界文化遺産協議会・静岡県・山梨県
- (4) 参加者 関係省庁、富士の国づくり推進会議共同代表、国会議員富士山議連、
両県選出国會議員、両県議会議長、両県議會議員、市町村長、市町村議長、
登録・保全関係者、一般公募等 400名程度

(5) 催事 記念式典

ア 時間 13時30分から15時50分まで(予定)

イ 構成

スケジュール	内容
13:30	開幕
13:30~13:45	主催者挨拶(静岡県知事、山梨県知事、 富士山世界文化遺産協議会学術委員会顧問)
13:45~13:55	来賓祝辞、祝電披露
13:55~14:05	登録10周年記念動画(5分版)放映
14:05~14:35	基調講演「世界遺産登録からの10年間の振り返りと これからの歩みについて」(予定)
14:35~14:45	休憩
14:45~15:45	パネルディスカッション「富士山から発信する持続 可能な社会の実現」(予定)
15:45~15:50	その他(関連事業周知)
15:50	閉幕

※会場の撤収作業については、16時開始を想定。

5 委託業務の内容

本業務の詳細の内容は、次のとおりとする。

(1) 計画・準備

本業務を遂行するにあたり、業務の実施計画書（実施内容及び作業行程表を含む）を作成・提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

(2) 記念式典の企画・実施

次の要件を満たす記念式典を企画・実施する。

ア 参加申込の受付・当選連絡、問合せ対応、当日の会場設営・受付・誘導・運営、当日プログラムの作成、広報等を行うものとする。

イ 基調講演講師（1名）、パネリスト等（コーディネーター1名、パネリスト3名を予定）については、委託者が指定する者を起用すること。

ウ 出演者・司会者の謝金・交通費等、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含むため、関連経費の支払いを行うこと。

エ 参加者の参加料は無料とすること。

オ 開催会場は委託者が指定する会場とし、使用料の支払いについては受託者が行うものとする。

カ 全体管理マニュアル、運営台本等を作成すること。

キ 会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、動画放映・基調講演・パネルディスカッションの進行、運営を行う（資料・映像等の投影を含む）。なお、会場設営及びリハーサルは、当日のみとすること。

ク 出演者等の送迎・アテンドを行うこと。

ケ 出演者等の休憩時間中及び講演・パネルディスカッション中の飲み物を手配すること。

コ 式典の様子は、後日、ホームページからオンライン配信できるように撮影・編集等を行うこと（撮影や編集に関する費用の一切は委託費に含む）。

サ 参加者受付、会場整理等に係る人員を受託者側において確保・配置し、当日の円滑な会場運営を行うこと。

シ 参加者に会場で、記念式典に関するアンケートを行うこと（案文の作成、印刷、配付、回収、集計作業を含む）。

ス イベント傷害保険に加入すること（保険料は委託費に含む）。

(3) 当日プログラムの作成

参加者に配付する当日プログラムを作成する。プログラムには記念式典の開催目的や出演者のプロフィール、進行プログラム等を記載すること。プログラムへの掲載及びホームページへの掲載について、受託者において掲載される者の了解、写真使用等必要な許可をとること。

なお、プログラムとともに委託者が指定する資料を同封し、受託者が配付資料を持ち帰るための手提げ袋を製作の上、配付すること。

ア 当日プログラムの製作

（ア）規格 A3二つ折り 両面

（イ）部数 420部

- (ウ) 納期 令和5年6月15日(木)、6月22日(木)
- (エ) 納入場所 静岡県富士山世界遺産課及び山梨県世界遺産富士山課に6月15日(木)までに各10部を納品し、残り400部は6月22日(木)に会場へ納品すること。

イ 手提げポリ袋の製作

- (ア) 内 容 手提げポリ袋を製作し、プログラム、記念品、パンフレット等の袋入れ作業を行うこと。
- (イ) 仕 様 環境に配慮した素材を用いて、上記プログラム等が入るサイズとすること。
- (ウ) 個 数 400枚

ウ 来場記念品の作成

- (ア) 内 容 来場者に配付し、富士山の世界遺産登録10周年を想起するものを作成する。具体的な内容については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (イ) 個 数 450個
- (ウ) 納 期 令和5年6月15日(木)、6月22日(木)
- (エ) 納入場所 静岡県富士山世界遺産課及び山梨県世界遺産富士山課に6月15日(木)までに各25個納品、残り400個は6月22日(木)に会場へ納品

(4) 会場設営

ア 式典会場の設営

- (ア) 会 場 東京国際フォーラム(東京都千代田区丸の内三丁目5番1号)
- (イ) 主会場 ホールB5
- (ウ) 控 室 控え室(B602、B607、B612)
- (エ) 会場使用料には、演台、テーブル、イス、スクリーン、マイク等の使用に係る費用を含む。
- (オ) 控室や備品・機材等の追加が必要な場合、その費用は委託費用に含む。
- (カ) 主会場の準備及びリハーサルは、当日行う。
- (キ) 会場入り口案内看板及び会場周辺誘導サイン等の設置による来場者の誘導を行う。
- (ク) 会場利用計画に関する打ち合わせ及び施設利用計画書等の作成・提出も業務に含む。

イ 備品・機材の確保、運搬、設置

- (ア) 会場内において、ステージ、音響・照明設備、スクリーン、PC、通信機材(連絡用トランシーバー)等の必要な備品及び機材の確保、運搬、設置を行うこと。
- (イ) 出演者の控室において、ケータリング(飲料等)設置を行うこと。
- (ウ) 会場内及びホワイエにおいて、受付、展示等に必要な備品及び機材の確保、運搬、設置を行うこと。
- (エ) スクリーン等映像機材については、会場全体で視聴可能な規格のものを用意すること。
- (オ) 音響及び照明は、会場の規模に対応、調整できるよう設置すること。

ウ 会場装飾・サイン等製作及び設置

- (ア) ステージ盛り花 1基
- (イ) 会場ステージ吊り看板 1枚
- (ウ) 会場入口案内看板 必要数
- (エ) 会場周辺誘導サイン 必要数

- | | |
|--------------------|-------|
| (オ) 控室・座席表示サイン | 必要数 |
| (カ) 胸章 (リボンバラ 大・中) | 150 個 |
| (キ) 催事壇上サイン | 必要数 |

※各製作物のデザイン及び運搬、設置、撤去に要する経費を含む。

エ 会場内、エントランス等における展示

(ア) エントランスモニュメントの制作・撤収

(イ) 両県の世界遺産センターの紹介コーナーや各団体のPRコーナー等、会場内のスペースを使った展示を委託者と受託者が協議の上企画し、必要機材等の手配・製作・設営・撤収を行うこと。

(5) 招待者対応

記念式典の招待者に関する対応を行う。

ア 封筒、招待状、案内図、返信用ハガキを含む招待状を 800 部作成し、招待者に送付を行う。
なお、往復送料は委託料を含む。

イ 出欠席確認に関する業務

出欠席確認及び申込については、ハガキのほか、電子メール及びFAXでも対応する。

ウ 座席表等の作成

招待した出席者の座席表や会場全体の席札を作成すること。

(6) 一般参加者への周知及び募集

記念式典の周知、一般参加者募集及び受付業務を行う。

ア 記念式典に関する周知を行い。一般参加者の募集を行う。

イ 一般参加者について事前申込制とし、事前申込の受付と聴講券(葉書又はメール文面等)の交付を行うこと。併せて、参加申込者名簿の作成を行うこと。なお、申込は抽選とし、定員を超えて参加できなかった申込者には、お詫びのお知らせを送付すること。

ウ 開催についての電話等問合わせの対応を行うこと。

エ 参加人数が定員に満たない場合の対策を行うこと。

(7) 手話通訳者

手話通訳者を手配すること。

ア 手話通訳者 2名

イ 手話通訳者用照明 1式

※手話通訳者の派遣手当や交通費等の必要経費は、委託料を含む。

(8) 特記事項

関係機関等との協議結果や天候などにより仕様が変更になった場合は、臨機応変に対応すること。また、天候などにより当イベントが中止される場合には、ホームページによる告知を迅速に行うなど、周知に努めること。

(9) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

記念式典での発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、委託者へ提出すること。記念式典概要(ホームページ用データ作成を含む。)を作成し、全体の事業実施報告書に添付すること。

また、記念式典概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣

旨及び内容が十分に理解できるものとする。

なお、記録写真や記念式典概要等をホームページで公開する際には、受託者から必要な関係者に事前の了解を得るものとする。

(10) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。なお、受託者は打合せ記録簿を作成し、委託者の承認を受けて提出するものとする。

6 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、委託者の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

(1) 成果物

ア	事業実施報告書	1式	(令和5年7月14日)
イ	当日プログラム	20部	(令和5年6月15日)
	〃	400部	(令和5年6月22日)
ウ	来場記念品	50個	(令和5年6月15日)
	〃	400個	(令和5年6月22日)
エ	打合せ記録簿	1式	(令和5年7月14日)
オ	写真・録音等によるシンポジウムの記録	1式	(令和5年7月14日)
カ	ア～オの電子データ一式	1式	(令和5年7月14日)

(2) 納入場所

本業務の成果物の納入場所は、委託者が指定する場所とする。

7 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、委託者の事業において改変の必要があれば協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 全ての情報発信において、映像、音声、出演者、ナレーター等、後の年度において委託者の費用負担が発生することは無いものとする。
- (5) 受託者は、映像作品に関わる著作権、著作隣接権その他一切の権利に関して、仕様書に定める使用に支障のないよう、必要な権利処理を受託者の責任と費用負担で行う。

8 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

9 貸与資料

委託者が保有する資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

10 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意すること。

11 印刷物制作に係る写真等の使用

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則受託者において対応するものとする。

12 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 静岡県及び山梨県の関係する条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。ただし、入札停止を受けている事業者には再委託をすることはできない。

13 その他

(1) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

(2) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。

(3) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。